

株式会社 えいところ

こころとからだの発達相談室「えいところ」 重要事項説明書

あなたが利用する こころとからだの発達相談室えいところの指定障害児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）の開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	株式会社 えいところ
所 在 地	高知市東久万 177-1 エイトハウス 101 号
電話番号	088-813-3400
代表者氏名	代表取締役 森實 摩利子
設立年月	令和6年4月3日

2. 利用施設

事業所の種類	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
事業所の名称	こころとからだの発達相談室 えいところ
事業所の所在地	高知市東久万 177-1
連絡先	TEL 088-813-3400 FAX 088-813-3402
管理者	橋田 美帆
児童発達支援 管理責任者	森實 摩利子
サービスの 実施地域	高知県全域
主たる対象者	児童発達支援：発達が気になる就学前児童 放課後等デイサービス：支援が必要な児童 保育所等訪問支援：発達が気になる就学前児童、支援が必要な児童
定 員	10 名（児童発達支援・放課後等デイサービス併せて）
開設年月日	令和6年7月16日

3. サービスの目的・運営方針

目的	利用児の意思及び人格を尊重し、利用児の立場に立った適切かつ円滑な障害児通所支援サービスを提供することを目的とします。
運営方針	<p>身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用児が日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、保護者及び利用児に対して相談及び助言その他の日中生活全般にわたる援助を適切に行います。</p> <p>事業の実施に当たっては、常にその者の立場に立って障害児通所支援サービスの提供に努めます。</p> <p>また、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、必要に応じて市町村・保育所等・他の障害福祉サービス事業者・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p> <p>その他、児童福祉法及び関係法令等を遵守し、事業所を運営します。</p>

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄骨造 3階建ての1階西側
	敷地面積	304.77 m ²
	延べ床面積	68.23 m ² *こころとからだの発達相談室えいところ

(2) 主な設備

	部屋数	備考
発達支援室	1	
遊戯室	1	
静養室	1	
事務所・相談室	1	*東久万 177-1 エリトハウス 101号
トイレ	2か所	

5. サービス提供職員の配置状況

職種	員数	常勤		非常勤		備考
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			
児童発達支援 管理責任者	1		1			
保育士又は 児童指導員	5	1	2	2		
訪問支援員	2		2			

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害児通所支援サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者 児童発達支援管理責任者 保育士 児童指導員	8:30~18:00 *利用児受入状況等により、上記時間帯の中で職員を配置しています。
訪問支援員	8:30~18:00
その他 (非常勤職員)	8:30~18:00 内での短時間勤務

(イ) 営業日と営業時間（サービス提供日・時間）

(1) 営業日 : 月曜日から金曜日まで

(祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

ただし、土・日曜日、祝日については事業の必要に応じて営業しません。

(2) 営業時間 : 午前8時30分から午後6時まで

ただし、事業所が業務を行うために必要な場合はこの限りではありません。

(3) サービス提供日：月曜日から金曜日まで

(祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

ただし、土・日曜日、祝日については事業の必要に応じて営業します。

(4) サービス提供時間

①児童発達支援 : 午前9時から12時まで 13時から17時30分まで

(上記時間内の1時間30分以内)

②放課後等デイサービス : 午前9時から12時まで 13時から17時30分まで

③保育所等訪問支援 : 午前9時から午後4時まで

ただし、相談内容によってはこの限りではありません。

6. サービス提供の内容

(1) 児童発達支援

- ・児童発達支援計画の作成
- ・利用児への発達支援
- ・保護者に対する相談及び助言
- ・その他 利用児の支援に関すること

(2) 放課後等デイサービス

- ・放課後等デイサービス支援計画の作成
- ・利用児への発達支援
- ・保護者に対する相談及び助言
- ・その他 利用児の支援に関すること

(3) 保育所等訪問

- ・ 保育所等訪問支援計画の作成
- ・ 利用児に対する支援（集団生活に適応するための支援）
- ・ 利用児が在籍する保育所等のスタッフに対する支援（支援方法の相談・助言・指導等）

(4) 障害児通所給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
おやつ代	おやつ代	100円
余暇活動	余暇活動を行う上でかかる費用で、負担していただくことが適当であるものに係る費用をいただきます。 活動材料費 等	実費
その他	サービス提供記録等の複写代 故意破損弁償代	1枚10円 実費

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「個別支援計画書」に基づいて行われます。「個別支援計画書」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、利用児（保護者）の同意をいただきます。

尚、「個別支援計画」（保育所等訪問支援計画書）の写しは、利用児（保護者）に交付いたします。ただし、2部目以降につきましては複写代をいただきます。

7. サービスの利用料金

(1) 障害児通所給付費対象サービス利用者負担額

①利用者負担分は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割に相当する額、または政令で定める額となります。（受給者証の利用者負担に関する事項参照）

②欠席時対応加算について

利用予定日の3営業日までに申し出がなく、前々日以降の欠席のご連絡で欠席された

場合、欠席時対応加算をいただきます。

③利用者負担に関する上限月額

世帯所得	負担上限額
生活保護・低所得	0円
一般世帯1	4,600円
一般世帯2	37,200円

なお、この障害児通所支援にかかるサービスを提供した際は、事業者を支払うべき費用について、当該通所給付決定保護者に代わり、事業者がその費用の額（9割）を市町村から受領（代理受領）することとなります。

（2）障害児通所給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容 （4）障害児通所給付費対象外サービス内容」をご参照ください。

（3）利用料金のお支払い方法について

前記（1）（2）の料金は、サービス利用月末に締め、翌月15日までに請求します。

以下の①②のいずれかの方法でお支払いください。

① 現金払い（請求のあった月の25日までに）

*当事業所にてお支払いください。

担当者不在の場合は、領収書発行が翌日以降となる場合があります。

② 個人口座からの口座振替（引落日は下記をご確認ください。）

利用できる金融機関：高知銀行

*自動引き落とし日は毎月20日です。残高不足等で20日に引落ができなかった場合は、27日に再度自動引落されます。

【引落日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。】

*両日ともに自動引落ができなかった場合は、当事業所にてお支払いください。

(4) 利用料金の滞納及び遅延について

前記(1)(2)のサービス利用料金の2か月分以上を滞納し、かつ3か月以上支払いがなされない場合には、利用契約書に基づき利用契約を解除するとともに身元引受人等にご相談させていただきます。

8. 利用児の記録及び情報の管理等

(1) 法令に基づいて利用児の記録及び情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用児の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。

ただし、サービス提供を行う上で他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は保護者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報を提供いたします。

9. 協力医療機関

島崎クリニック 島崎 真弓 医師

住所：高知市棧橋通2丁目12番5号

電話：088-833-3344

10. 緊急時の対応

(1) 利用児の容態急変等の緊急時には、速やかに救急医療機関または利用児のかかりつけ医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに保護者へ連絡を行います。

(2) 発熱等の場合は、お迎えをお願いする場合があります。

11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 当事業所における要望・苦情等の受付

要望や苦情・虐待防止に関するご相談は、以下の窓口にて受け付けます。

○受付窓口（担当者） 管理者 橋田 美帆

○受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00

○苦情解決及び虐待防止責任者 森實 摩利子 *児童発達支援管理責任者

（2）行政機関・その他の受付機関

高知市 障害者虐待防止センター	所在地：高知市本町5丁目1番45号 高知市障がい福祉課内 電話番号：088-822-4715
高知市 障がい福祉課	所在地：高知市本町5丁目1番45号 電話番号：088-823-9378
高知県社会福祉協議会 権利擁護センター	所在地：高知市朝倉戊375-1 電話番号：088-850-7770
高知県運営適正化委員会 （福祉サービス困りごと解決委員会）	所在地：高知市朝倉戊375-1 高知県ふくし交流プラザ1F 電話番号：088-802-2611
高知県 障害福祉課	所在地：高知市丸ノ内1丁目2番20号 電話番号：088-823-9634

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「こころとからだの発達相談室えいところ消防計画書及び災害対策マニュアル」により対応いたします。
平常時の訓練	別途定める「こころとからだの発達相談室えいところ消防計画」に則り、4か月に1回避難訓練を実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄 （非常食・飲料水・携帯ラジオ・懐中電灯・その他）
消防計画	消防署への届け出：令和6年6月3日 防火管理者：川澤 裕子
保険加入	事故・災害に備えて、賠償責任保険に加入しています。

13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

受給者証の確認	受給者証の記載内容に変更があった場合は、速やかに申し出てください。また、その際は受給者証の確認をさせていただきます。
利用日 及び 利用時間	別途、個別の契約内容にて伺います。
貴重品の管理	貴重品の持ち込みはご遠慮ください。貴重品を持ち込まれた場合は、各自の責任において管理していただくこととなります。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	事業所内での喫煙・飲酒はご遠慮ください。
宗教活動 政治活動 営利活動	思想、信仰は自由ですが、関係者（利用児・保護者・職員他）に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
実習・見学	事業所は、実習生や見学者を受け入れております。
動物飼育	事業所へのペットの持ち込みは禁止しております。
危険物	事業所への危険物の持ち込みは禁止いたします。

*なお、この重要事項説明書に記載されている職員等の氏名について変更が生じた場合は、別途報告により、重要事項説明書の変更を通知したものとみなします。

令和 年 月 日

指定障害児通所支援サービスの提供 及び 利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：こころとからだの発達相談室えいところ

説明者職名：

説明者氏名：

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害児通所支援サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用児氏名：

保護者住所：

氏 名：

印

続 柄：